

新型コロナウイルス感染症に係る地域行事等の開催の考え方

【適用期間】 令和 4 年 1 月 9 日～当面の間(令和 4 年 1 月 7 日策定)

「感染防止対策」を講じることを前提に、次の点に留意して地域行事等を開催することが望ましい。

| 「イベント」 | 「イベント」に当たらない祭り、花火大会、とんどなどの地域行事 | |
|--|--------------------------------|---------------------------|
| | 大声での歓声、声援などが 「想定されない」行事 | 大声での歓声、声援などが 「想定される」行事 |
| 市ホームページ掲載の 「市主催イベント等の開 催要件」に準じた取扱い | 人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける | 十分な人と人との間隔(2m、最低 1m)を空ける |

※ 「イベント」とは、事前予約性・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等とする。

※ 「大声」とは、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これを積極的に推奨する
又は必要な対策を十分に施さない地域行事等を「大声がある」地域行事等に該当するものとする。

※ 具体的には、以下の条件を満たす場合「十分な人と人との間隔を空ける」ことができるものとする。

- ・ 身体的距離の確保(誘導人員の配置等による移動時の適切な対人距離の確保、区画当たりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保など)
- ・ 密集の回避(誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場など)
- ・ 飲食制限(飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等は極力控えるなど)
- ・ イベント前後の行動管理(イベント前後の感染防止の注意喚起、分散利用の促進など)
- ・ 連絡先の把握(可能な限り事前申込制又は入場時の連絡先の把握、「広島コロナお知らせQR」のQRコード読み込みの呼びかけなど)